

十月八日前記四名ハ再度社長ヲ訪問シテ解雇手當三ヶ月分ヲ要求シ會社側ハ一ヶ月半分ノ月給ヲ支給スル旨回答シタルニ被解雇者側ハ會社ニ誠意ナントテ交渉決裂セリ

十月九日藤原伊之助以下前記四名ハ三度ニ會社ヲ訪問シテ引續キ交渉シタル結果互譲ニヨリ妥協案ヲ見出スニ至リ翌十日神田萬世橋署ニ出頭署長ノ立會ヲ煩シテ事木ヲ交渉スルニトテ約シテ會見ヲ打ケ切り翌十日午前一時三十分會署ニ於テ署長立會ノ上前記ノ労資代表ノ折衝ヲ重木タル結果圓滿解決スルニ至リ別記賞書ヲ交換セリ

右及中(通)報候也

別記

謝賞書

帝國郵筒株式會社社在書員ノ分争ハ勞資双方互譲形ノ神田萬世橋署署長宮脇倫立會ノ下ニ左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ付茲ニ賞書三通ヲ作成シ各事者双方並ニ立會人ニ於テ各一通ヲ保持スルモノナリ

記

- 一、是會社ニ於テ解雇ヲ發表シタリ野田金作他三名ハ退職スル下
- 一、會社ハ解雇者ニ對シ解雇手當トシテ日給四十日分ヲ支給スルコト
- 一、會社ハ金田ニ限リ解雇者ノ家族見舞金トシテ金一封ヲ支給スルコト
- 一、會社ハ向後新規採用場合ハ右三名ニ優先權ヲ與フルコト

- 會社代表者 光野幸四郎 (印)
- 従業員代表者 竹居清太郎 (印)
- 組合代表 藤原伊之助 (印)
- 立會人 宮脇倫 (印)

以上

以上